

理事会運営規程

公益財団法人 東京三商会

理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京三商会の定款第7章に基づき、この理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、年4回定期に開催する。

3 臨時理事会は、理事長が必要と認めた時、監事または他の理事から招集の請求があった時に招集する。

(招集)

第3条 理事会は理事長が招集する。但し、必要に応じて監事が招集することが出来るものとする。

(招集の通知)

第4条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的事項を開催日の一週間前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第5条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。但し、理事長が欠席したときは、あらかじめ定めておいた順序により出席した理事がこれにあたる。

(定足数)

第6条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことが出来ない。

(決議方法)

第7条 理事会に付議された事項は、理事の過半数が出席しその過半数をもって決する。

(監事の出席)

第8条 監事は、理事会に出席し、意見を述べる事ができる。

(関係者の出席)

第9条 理事長が必要と認めた場合は、その出席を認めることがある。

(議事録)

第10条 理事会の議事については、理事長が議事の経過及び結果の要領を記載した議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに記名押印する。

(決議事項)

第11条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 当法人の業務執行の決定及び各理事の担当職務
- (2) 代表理事及び常務理事の選定、解職
- (3) 評議員会の日時及び場所、付議事項
- (4) 重要な財産の処分、譲受け及び多額の借財
- (5) 主たる事務所その他組織の設置、変更及び廃止
- (6) 事業計画及び収支予算等の承認、事業報告及び計算書類の承認、その他法令に定める事項
- (7) 経理規程、職務権限規程等の諸規程の改廃、
- (8) その他、公益目的に不可欠な特定財産の維持、管理、処分、契約に関する事項
- (9) その他理事会が必要と認める事項

(報告事項)

第12条 理事長及び常務理事は、毎事業年度に、4カ月を超える間隔で、2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をするおそれがあると認めた時は、これを理事会に報告する。

附 則

この規程は平成26年7月26日から施行する。

以 上